

香川県児童虐待死亡事例等検証委員会検証報告書

(平成28年度発生事案)

平成30年11月

目 次

1 検証について	
（１）検証の目的	1
（２）検証の方法	1
2 事例の概要	
（１）事例の概要	2
（２）家族の状況	2
（３）事例の経過	3
3 本事案の発生に至った要因及び課題	
（１）母について	4
（２）関係機関による思いがけない妊娠の把握	4
（３）地域・職場での思いがけない妊娠の把握	4
（４）思いがけない妊娠に関する相談窓口の周知	4
（５）思いがけない妊娠に関する支援体制の整備	5
4 提言 ～児童虐待による死亡等の未然防止、再発防止に向けて～	
（１）妊娠に関する悩みを抱える方に対する相談窓口の充実	6
（２）思いがけない妊娠に係る予防対策の強化	6
（３）出産せざるを得ない状況に至った方への支援	6
（４）ひとり親家庭への相談支援体制の周知	6
（５）その他	6
参考資料	
香川県児童虐待死亡事例等検証委員会設置要綱	7
香川県児童虐待死亡事例等検証委員会委員名簿	9
検証経過	9

1 検証について

(1) 検証の目的

本県では、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、香川県児童虐待死亡事例等検証委員会（以下、「検証委員会」という。）において検証を行うこととしており、今回、平成28年にA市内のドラッグストアのトイレにて、母が出産したばかりの本児を殺害し、遺棄した事案に関する検証を行った。

(2) 検証の方法

本事案は、児童相談所やA市との関わりがなかったことから、公判記録及び異父姉の健診等を通じてA市が把握している情報の収集に基づき、課題と提言を報告書としてまとめたものである。

なお、本報告では、検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮している。

2 事例の概要

(1) 事例の概要

平成 28 年、腹痛を感じた母が、祖母及び異父姉とドラッグストアに立ち寄り、祖母及び異父姉がドラッグストアに入店している間に一人でトイレに行き、トイレ内で本児を出産した。

母の供述によると、腹痛については食べ過ぎによるものと思っていた。母がトイレに入っていることに気づいた祖母にトイレの外から声をかけられるなどして、「赤ちゃんが生まれたことを言えない。」「どうしたらいいか分からない。」などとパニック状態となり、本児の鼻をつまみながら口の中に指を入れ、さらに、トイレに備え付けのビニール袋に本児を入れ、ビニール袋の口を結んでトイレの床面に放置し、窒息により死亡させたものである

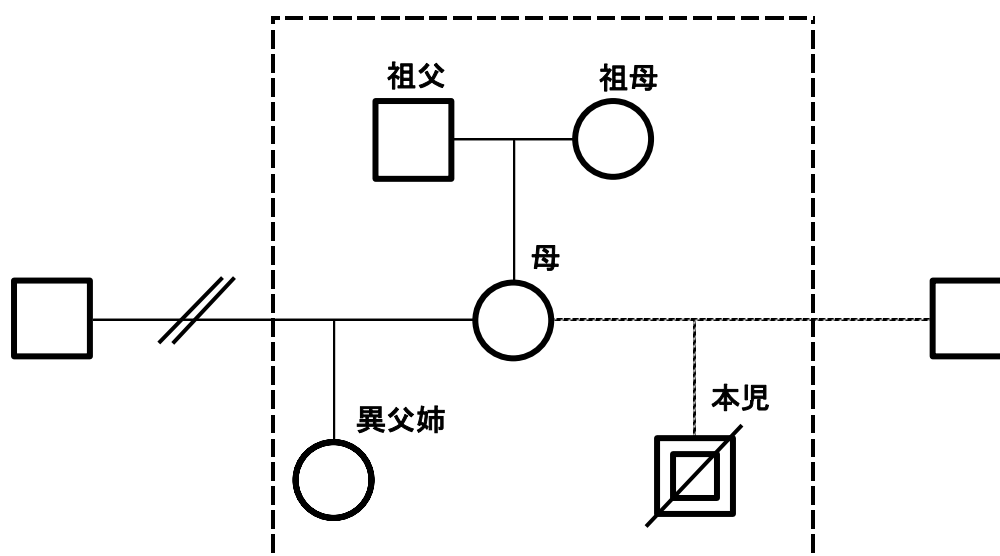
その後、母は殺人容疑で逮捕され、懲役 4 年 6 か月の刑が確定している。

(2) 家族の状況

母：介護職員。

祖父：会社員。

祖母：無職。



※死亡事案発生時の世帯状況

(3) 事例の経過

本児の妊娠は、母が交際相手と性的な関係を持ったことによるものである。平成28年2月、体調不良を感じた母が、職場に併設されている病院を受診したことを機に妊娠が判明した。その際、母は「(胎児を) 堕ろさないといけない。」と思ったと述べているが、その後、病院を受診するなどの行動は取っていない。病院を受診しなかった理由について母は、平日は仕事があり、土日は異父姉の病院受診等があったからと述べている。同年3月、不正出血があったことから母は流産したものと思っていたが、この時にも病院を受診していない。

同年5月末から6月上旬にかけて胎動を感じたことから、母は流産していないことに気づいた。その際、母は「もう中絶ができる時期ではないから産まないといけない。」と思ったほか、「家族や職場に言わないといけない。」、「出産までには話をしよう。」など思っていたものの、家族に対しては親族の病気等の事情により話ができなかった。

本児の父は、平成28年2月末頃に、母から妊娠したこと、墮胎したいと思っていることを聞かされていた。父は中絶費用の折半について申し出たが、母から「もう会うつもりはない。こちらで全部決めてから連絡する。」と言われ、その後SNSにて何回かメッセージを送ったものの、母の返事はなかったことから、以降は連絡を取っていない旨、父は述べている。一方、母は、父と連絡を取ったことを記憶していないと述べている。

母は祖父母と同居していたが、妊娠したことについては話していなかった。その理由について母は、「迷惑をかけていたから。」と述べている。祖父母は母が少し太ったと感じてはいたものの、妊娠には気づいていなかった。

平成28年6月末頃、職場の上司から妊娠していないかと問われたが、母は否定している。

母は、妊娠が判明した以降は病院を受診しておらず、家族や関係機関等にも相談していなかったことから、事案の発生に至るまで、父以外の人には、母の妊娠は把握されていなかった。

3 本事案の発生に至った要因及び課題

(1) 母について

- 第一子の出産経験もあり、妊娠に関する知識はあったものの、本児の出産に至るまで、妊婦健診を受けるなどの行動を起こさなかった。
- 本児を産むか産まないかを悩んでいたが、父以外の人には妊娠したことを打ち明けず、母自身の考えも決まっていな中、出産に至った。
- 出産せざるを得ないことは認識していたが、出産した後のことを考えていなかった。祖母、異父姉とともに立ち寄ったドラッグストアのトイレ内で出産したとの状況から、追い込まれたような心境となり、より適切な選択を行うとの判断はできなかったものと考えられる。

(2) 関係機関による思いがけない妊娠の把握

- 妊娠を把握した後、受診をする場合には、医療機関において、思いがけない妊娠であることや出産を迷っていることを把握できるが、本事案のように受診をしていない場合の把握は困難である。
- 仮に母が受診し、診察を担当した医師が思いがけない妊娠であることを把握したとしても、医師には守秘義務があるため、母の同意がない限りは、医師の判断によりその情報を他者に伝えることはできない。

(3) 地域・職場での思いがけない妊娠の把握

- 職場の上司が妊娠の可能性に気づいていたが、母が否定したことから、それ以上の働きかけを行うことは困難であったと推察される。
- 妊娠の届出があった場合は、行政上のサービスを受けることが可能となるほか、健康診査を受けることを勧奨する法律もある。しかし、本人が申請しなければ受けることはできない。

(4) 思いがけない妊娠に関する相談窓口の周知

- 妊娠SOSのステッカーを公衆女子トイレに貼るなどの啓発を行うことにより、思いがけない妊娠に関する相談は増えたものの、このような相談がどの程度含まれているかについての把握は困難である。
- 思いがけない妊娠に関する相談窓口については、主に女性向けの啓発を行っているが、この事案では父も妊娠について知っていたことから、男性に向けても「パートナーが妊娠したら、ここに相談を」など、相談窓口について啓発する必要があると考えられる。

- この事案の母のほかにも、出産まで何のアクションを起こさない人もいる。自分が妊娠していることに気づいていない人もいるし、気づいているがどうすればいいかわからない人もいる。

(5) 思いがけない妊娠に関する支援体制の整備

- 胎児の権利や乳児の人権も大切にされるべきであり、命を大切にする教育の充実や、人権意識を高める啓発を行う必要がある。
- 親族や職場の人には言えないが、匿名であれば相談できるということもある。匿名性のある相談窓口の整備が必要である。
- 既婚者の中絶も多いことから、妊娠の知識がある人はリスクが低いとは考えにくい。思いがけない妊娠に関する支援体制については、対象を限定しない相談窓口の整備が望ましい。

4 提言 ～児童虐待による死亡等の未然防止、再発防止に向けて～

(1) 妊娠に関する悩みを抱える方に対する相談窓口の充実

- 「妊娠SOS」、「マタニティほっと相談」、「妊娠出産サポート」など、思いがけない妊娠等に関する相談窓口は設けられているが、その存在を知らない人が多いことから、相談窓口の啓発を強化する必要がある。
- 相談窓口の周知については、女性だけでなく、パートナーである男性も対象に含めて幅広く啓発を行う必要がある。
- 相談窓口があることを知っていても、相談につながらない人もいる。相談窓口の周知にあたっては、匿名で、かつ安心して相談できるということを知ってもらうことが重要である。

(2) 思いがけない妊娠に係る予防対策の強化

- 思いがけない妊娠を防ぐための性教育や、妊娠に関して相談できる窓口の周知を早期から行うことが必要である。
- 性教育を実施するにあたっては、生まれてくる子どもの人権を尊重するという視点を取り入れる必要がある。

(3) 出産せざるを得ない状況に至った方への支援

- 妊娠に気づくのが遅くなったなどで、子どもを産むつもりはあるが、産んでも育てることができないと悩んでいる方に、養子縁組や特別養子縁組などにより子どもを救うことができる選択肢があること、その相談窓口として児童相談所などの相談機関があることを知ってもらうとともに、相談につなげていくために、どのような周知方法が望ましいかについて、検討が必要である。

(4) ひとり親家庭への相談支援体制の周知

- ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなり、子どもの養育、収入、仕事、住居等の面で様々な困難がある。児童や母子保健についての相談窓口だけでなく、母子・父子自立支援員や母子・父子福祉団体への相談も可能であることを周知すべきである。

(5) その他

- 本事案は県外からの転入家庭であったが、転入時の面接や説明時に、担当保健師を決めた上で、継続した支援ができる体制づくりに関する検討を行う必要がある。また、近年整備が進められている、子育て世代包括支援センター等の社会資源を周知することも必要である。

香川県児童虐待死亡事例等検証委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 児童虐待死亡事例等に関し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定に基づき、事例の検証を行い、今後取り組むべき課題や解決策を検討し、再発防止に資することを目的として、香川県児童虐待死亡事例等検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検証対象)

第2条 委員会が検証する対象は、次のとおりとする。

- (1) 県又は市町が関与していた児童虐待による死亡事例（心中を含む。）
- (2) 死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例

(検討内容)

第3条 委員会において検討する内容は、次のとおりとする。

- (1) 事例の問題点、課題の整理
- (2) 再発防止に向けた提言
- (3) その他、検証の目的達成のために必要と認められること。

(構成)

第4条 委員は、学識経験者その他必要と認める者から知事が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。
- 5 委員長は、必要と認めるときは構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議及び調査)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、個人情報保護の観点から、非公開とする。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、事例に関する関係機関を招き、意見を聞くことができる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、関係機関への調査を行うことができる。

(結果報告)

第6条 委員長は、検討の結果を香川県知事に報告するものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、正当な理由なく委員会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課内に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

香川県児童虐待死亡事例等検証委員会委員名簿

氏名	職名	区分
◎堀井 茂	弁護士	司法
幸山 洋子	小児科医	医療
宮前 淳子	学識経験者	学識経験者
宮本 政子	助産師	医療・保健
上田 訪代	保健師	母子保健

◎：委員長

検証経過

	開催日	内容
第1回	平成30年2月26日	<ol style="list-style-type: none"> 1 本検証委員会に関する事項の確認 2 検証対象事案の概要について 3 検証方法の検討 4 今後の検証スケジュールについて
第2回	平成30年3月19日	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告書の構成案について 2 今後の検証スケジュールについて
第3回	平成30年6月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告書案の検討 2 報告書の取りまとめについて